

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

トピックス：北京市 多国籍企業地域本部設立奨励策を発表

北京市は予て多国籍企業地域本部の同市への設立を奨励する方針を打ち出していましたが(2009年6月3日付弊週報ご参照 *1)、北京市商務委員会等の8つの政府部門が共同で6月30日、同市に設立する外資企業の地域本部に対する具体的な認定条件、優遇措置を盛り込んだ奨励策(*2)を発表しました。

*1:「BTMU CHINA WEEKLY」(2009年6月3日号)

URL: <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/409060301.pdf>

*2:「多国籍地域本部を北京に設立することを奨励する若干規定の実施弁法」仮訳

URL: <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/309070101.pdf>

地域本部の要件は、投資性公司或いは管理性公司と呼ばれる会社組織形態をとっていることとされ、優遇措置としては、2009年1月以降に北京市に新規設立、或いは転入してきた地域本部に対する開業補助金の支給や、既存企業で地域本部に認定された場合も含み、オフィス購入費用・レントの補助金支給や、外国籍従業員のビザ取得の条件緩和等が挙げられています。

多国籍企業の地域本部に対する優遇政策については、2008年に上海市が規定を発表しており、今回北京市が打ち出した優遇措置は上海市の政策と類似した内容となっております。また、優遇対象とする管理性公司について、これまで上海市が独自に制定した会社形態を、北京市も導入した点が注目されます。

なお、北京市政府は今回の措置について、金融危機の中で世界的に進む企業再編を受け、改めてグローバル優良企業の誘致を目指すとしており、多国籍企業の地域本部設置による税収増加、雇用改善と景気拡大に期待を寄せているものと思われます。

以下の北京市と上海市の地域本部に対する主な優遇政策の対比表もご参照ください。

＜地域本部認定条件及び主な優遇政策の対比表(北京・上海)＞

2009年6月30日現在

		北京市	上海市
親会社要件	資産総額 *直近1年	4億米ドル以上	4億米ドル以上
	既存投資累計額 = 払込登録資本額	(a)1,000万米ドル以上+3社以上 (b)6社以上	(a)1,000万米ドル以上+3社以上 (b)6社以上
地域本部要件	投資・授権管理企業数		
	会社形態	①投資性公司 ②管理性公司	①投資性公司 ②管理性公司
補助金／奨励金	最低登録資本	①3,000万米ドル以上 ②200万米ドル以上	①3,000万米ドル以上 ②200万米ドル以上
	設立開業	・登録資本1億元以上5億元未満 500万元(40%、30%、30%の割合で、3年分割支給) ・登録資本5億元以上10億元未満 800万元(40%、30%、30%の割合で、3年分割支給) ・登録資本10億元以上 1,000万元(40%、30%、30%の割合で、3年分割支給)	・投資性公司のみ 500万元(40%、30%、30%の割合で、3年分割支給)
補助金／奨励金	売上規模	・年営業収入1億元以上5億元未満 100万元(1回限り) ・年営業収入5億元以上10億元未満 500万元(1回限り) ・年営業収入10億元以上 1,000万元(1回限り) ※奨励累計金額は1,000万元以下で、40%、30%、30%の割合で、3年分割支給。	・年営業額10億元の投資性公司 1,000万元(40%、30%、30%の割合で、3年分割支給) ・年営業額5億元の管理性公司 500万元(40%、30%、30%の割合で、3年分割支給)
	オフィス購入	1㎡当たり1,000元 ※面積は原則5,000㎡まで	割合はレンタルと同じ ※3年間総額一括支給
補助金／奨励金	オフィスレンタル	3年間(年度賃料×30%-20%-10%) ※面積は原則3,000㎡まで ※レンタル期間3年以上	8元/1㎡/日×30% ※オフィス面積1,000㎡ ※補助期間3年間
	企業所得税納税	主要責任者1名に50万元の奨励金支給、個人所得税の免除 ※1納税年度の企業所得税地方部分の増額が上位10社に入る場合	なし
根拠法		◇鼓勵跨國公司在京設立地区總部的若干規定(京政發[2009]15号)(2009/5/27公布) ◇鼓勵跨國公司在京設立地区總部的若干規定實施弁法(京商務字[2009]351号)(2009/6/29公布)	◇上海市鼓勵跨國公司設立地区總部的規定(滬府發[2008]28号)(2008/7/7公布) ◇上海市鼓勵跨國公司設立地区總部的規定若干實施意見(滬府發[2008]50号)(2008/12/3公布)

(作成：三菱東京UFJ銀行(中国)商品開発部)

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 6 月中旬から下旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[規則] ○「財政部、国家発展改革委員会等 7 機関の『自動車・オートバイ下郷操作細則』の印刷・発布に関する通知」(財建[2009]248 号、2009 年 6 月 4 日発布・実施) ○「中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、商務部、国家税務総局の輸出税額還付の口座受託管理貸付枠の調整に関する通知」(銀発[2009]199 号、2009 年 6 月 12 日発布・実施) ○「国務院国有資産監督管理委員会の『企業国有資産権取引操作規則』の印刷・発布に関する通知」(国資発産権[2009]120 号、2009 年 6 月 15 日発布、同年 7 月 1 日実施) ○「国務院関税税則委員会の一部製品の輸出関税調整に関する通知」(税委会[2009]6 号、2009 年 6 月 19 日発布、同年 7 月 1 日実施) ○「国家発展改革委員会の精製油価格引き上げに関する通知」(発改電[2009]198 号、2009 年 6 月 29 日発布、同年 6 月 30 日実施) [地方政府規則] ○「北京市商務委員会等の『多国籍会社の北京での地域本部設立奨励に関する若干の規定の実施弁法』の印刷・発布に関する通知」(京商務資字[2009]351 号、2009 年 6 月 24 日発布・実施)	農民の自動車・オートバイ購入への補助金交付の実施細則。製品、販売、購入それぞれの条件が具体的に規定されている。補助金額は、総重量 1.8トン以下の微型貨物車、1.8トン超 6トン以下の軽型貨物車、排気量 1.3 リッター以下の微型客車は販売価格 5 万元以下で 10%、5 万元超で 5000 元、オートバイは販売価格 5000 元以下で 13%、5000 元超で 650 元など。 商業銀行が企業の増値税輸出還付口座の管理受託を条件に運転資金の貸付を行う制度に関して、融資の限度額を還付税額の 70% から 90%に引き上げるもの。 企業国有資産権取引に関する全国統一規則で、省級以上の資産権取引機構に適用される。中外合弁企業の中国側(国有企業または国有会社)持分を譲渡する場合、外国側を含む他の出資者の意向に関わらず、資産権取引機構での公開募集手続きが行政運用で義務付けられるが、本規則では、譲渡公告で「合弁企業の場合、他の出資者が優先購買権を放棄したか否かを開示する」とされるものの、具体的な扱いは不明。 ①小麦、米、大豆などの食糧、②鉄・非合金鋼の線、形鋼、③リン酸、合成アンモニア、尿素などの肥料、フッ素化合物、④タンゲステン、モリブデンなどの希少金属など合計 90 品目の輸出関税を取り消しまたは引き下げるもの。 今年 3 月 25 日に続くガソリン、ディーゼル油の価格引き上げ。小売の最高価格でトン当たり 1000 元、卸売の最高価格で 700 元の引き上げ。 北京市の多国籍会社地域本部に関する規定の実施細則。地域本部の認定対象企業は、投資性会社と管理性会社のみ。また、北京市商務委員会の説明によれば、奨励措置のうち、設立・転入の時期が明記されていない、営業収入に応じた財政補助、主要責任者 1 名に対する奨励金、就業許可手続きでの便宜供与などは既存の投資性会社が地域本部認定を受けた場合にも適用される。
---	--

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆1-5月工業の生産と利益 好転の兆し:工業・情報化部は23日、09年1-5月の工業生産は回復が磐石ではないものの、好転の兆しが増して来たとの見方を示した。1-5月の工業生産(付加価値ベース)は前年同期比+6.3%、うち、軽工業は堅調な国内消費に支えられ同+7.8%、重工業は在庫調整が一巡して同+5.7%となった。5月単月では工業生産は前年同月比+8.9%で、増加幅は4月より1.6ポイントと拡大。業種別では、原材料が同+8.9%、設備が同+11.7%、消費財が同+10.6%、エネルギーが同+8.9%となった。また、国家統計局の26日の発表によると、1-5月の全国一定規模以上の工業企業の利益は前年同期比▲22.9%と減少したものの、減少幅は3ヶ月連続で縮小し、今年最低の水準にあった1-2月より14.4ポイント改善した。工業製品価格の上昇、需要の回復、生産コストの下落が改善要因と指摘している。

【金融・為替】

◆人民元建貿易決済試行の管理弁法発表:7月1日付で中国人民銀行は政府関連5部門と連名で、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」を発表、人民元建貿易決済に関する管理規定を明らかにした。中国本土側は、省級政府による推薦と人民銀行等による審査に基づき試験企業が選定される。試験企業には増値税の輸出還付享受、外貨支払・回収照合の管理対象外等の優遇措置が適用される一方、代金回収が輸出後210日を越える場合の当局への申告、人民元建対外債務の登記等が義務付けられている。他に、銀行間の決済方法、システム管理制度や段階的な人民元建融資業務の開放等の内容も盛り込まれている。人民元建貿易決済については、昨年12月24日の国務院常務会議で解禁の方針が発表され、本年4月8日の常務会議では、中国本土の上海市、広東省の広州、深圳、珠海、東莞の5都市と香港・マカオ地区、アセアン諸国が試験地区に決定、6月29日には中国人民銀行と香港金融管理局との間で覚書が交わされている。グローバル金融危機で中国の輸出が落ち込む中、輸出企業を支援する狙いとしている。

◆人民銀行 適度な金融緩和政策を継続:人民銀行は第2四半期貨幣政策委員会で、政府のマクロ経済コントロールの方針に基づき、適度な金融緩和政策を維持する方針を明らかにした。グローバル金融危機の中、貨幣政策と財政、産業、貿易、金融監督等との協調を強め、政策の先見性を高めるとし、一方、中小企業への金融支援、高エネルギー消費・高汚染・生産過剰型企業への貸出抑制等については第1四半期と同様の方針を示し、引き続き経済の安定成長を目指すとした。

◆国家外貨管理局 非居住者外貨収支の間接申告に関する通知を発表:国家外貨管理局は23日、「国内非居住者の受取・支払に関わる国際収支統計間接申告に関する通知」を発表し、8月1日から実施する。非居住者の国外との資金移動については、外貨と人民元を対象とし、非居住者が国際収支統計の申告を行うことが求められる。一方、非居住者の国内銀行を経由した国内居住者との資金移動については、外貨のみを対象とし、国内居住者が申告を行うとしている。国際収支統計の改善と共に、外貨資金移動の管理を強化し、ホットマネーの流出入を防ぐ狙いと見られている。

人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)		上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	金利	前日比	前日比
2009.6.22	6.8351	6.8335~6.8366	6.8356	-0.0006	7.1236	0.0779	0.8818	-0.0003	9.4590	-0.0391	1.1900	3040.52	16.68
2009.6.23	6.8355	6.8345~6.8378	6.8348	-0.0008	7.1726	0.0490	0.8819	0.0001	9.5229	0.0639	1.1100	3036.82	-3.70
2009.6.24	6.8328	6.8325~6.8346	6.8328	-0.0020	7.1681	-0.0045	0.8816	-0.0002	9.6260	0.1031	1.1900	3067.90	31.08
2009.6.25	6.8337	6.8332~6.8348	6.8347	0.0019	7.0958	-0.0723	0.8818	0.0002	9.5510	-0.0750	1.9000	3070.80	2.90
2009.6.26	6.8341	6.8330~6.8353	6.8338	-0.0009	7.1255	0.0297	0.8818	-0.0001	9.5881	0.0371	1.1800	3074.05	3.25

RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は、月末決済に絡むドル資金需要もあり総じて中銀発表基準値より元安水準での推移となったが、6.83台でのレンジ相場を下抜けるには至らず方向感の出にくい値動きに終始し6.8338で越えた。当局関係者からは第2四半期GDPに対する強気の見通しが伝えられる一方、中銀からは過度な楽観論を戒める発言が出ており、足元の景気動向については依然として不透明感の漂う状況にある。その為の中銀は緩和的な金融政策の維持方針を表明しているが、一方で過剰融資に対する窓口指導が報じられるなど、出口戦略を意識した動きも見られており当局動向には引き続き注意が必要だろう。然しながら、外需回復を含めた明確な景気回復の傾向が見られるまでは、為替相場については現状水準での取引が続こう。(6月26日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しくお申し込み申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。